

30年度 役員・会計監査の仕事

中野区立中野中学校 P T A規約 抜粋

第6章 役員および役員会

第18条 役員の任務は、次の通りとする。

- 1.会長は、本会を代表し、会務を総括する。また、総会および運営委員会を招集する。
- 2.副会長は、会長を補佐し、会長がやむをえない事情により職務を行えない場合は、その職務を代行する。
- 3.書記は、総会、運営委員会などの議事を記録し、その内容を会員に報告し、関係書類を保管する。
- 4.会計は、本会の会計事務を処理し、会計監査を経て、その収支決算を定期総会に報告する。
- 5.役員は、各機関との連携を図り、各活動を支援する。

第19条 役員の選出は、次の方法による。

- 1.役員は、全会員の中から選出される。
- 2.役員は、推薦委員会より推薦され、運営委員会の承認を経て、総会で承認し決定する。

第20条 役員の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、会長任期は連続して3年までとする。

第21条 役員に欠員を生じた場合の補充については、役員会で候補者を選出し、運営委員会において決定するとともに速やかに会員に報告する。補充のために選出された役員の任期は、前任者の残りの期間とする。

第14章 会計監査

第61条 本会の会計を監査するために、会計監査を置く。

第62条 会計監査は、保護者会員2名、教職員会員1名とし、推薦委員会より推薦され、総会の承認をうける。

第63条 会計監査は、本会の会計を年2回（前期、後期）監査し、その結果を運営委員会、定期総会に報告する。

第64条 会計監査の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

●今年度役員より

- | | | | |
|--------------------|--|-------------------|--|
| <副会長> | ・会長補佐、代行
・中P連副会長会（年2回）
・P T A配布原稿チェック
・運営委員会・役員会の司会 | <会計> | ①通帳管理・現金の出し入れ・手持ち現金の管理
②領収書・伝票作成・帳簿記入
③会計からのお手紙作成・予算案作成・決算書作成
（3人でそれぞれ①～③の担当を決めている） |
| <書記> | ・総会資料作成
・運営委員会だより作成
・印刷用紙の補充 | | 他会計として行うこと
・会費徴収
・防災都市安全計画分野補助金の申請
・P T A行事保険の窓口
・心の相談室直通電話契約窓口 |

*他 学校行事の手伝いや必要に応じて役員会を開催し、役員全体で協力しあって活動をしている。

<会計監査> ・決算書（中間・年度末）の監査、給食費の会計監査（学校より依頼されている）